



花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度について

**パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度は、性別
などにかかわらず、互いを人生のパートナーとして、
一緒に生活している、またはそのことを約束した関係
であることを自治体が証明する制度です。**

制度導入の目的

制度の導入により、現行の婚姻制度を利用できない性的マイノリティのカップルや事実婚の方々が感じている「自分が望んだ相手と共に人生を歩むことができない」「自分のことを周りに分かってもらえない」といった生きづらさを一部でも解消し、誰もが個人として尊重される社会となることを目指すものです。

用語の定義

(1) 性的指向

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

(2) ジェンダーアイデンティティ

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

(3) 性的マイノリティ

ジェンダーアイデンティティが出生時に割り当てられた性別と異なる方又は性的指向が異性に限らない方

(4) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面及び精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係（事実婚の方を含みます。）

(5) ファミリーシップ

パートナーシップにある2人が、子（養子を含みます。）又は親（養親を含みます。）と家族として協力し合う関係

(6) 宣誓

パートナーシップにある2人が、互いにパートナーシップ又はファミリーシップであることを、市長に対して誓うこと

宣誓の方法

・パートナーシップの宣誓について

宣誓をしようとする方の連名により宣誓書を提出していただきます。

・ファミリーシップの宣誓について

ファミリーシップの宣誓は、パートナーシップ関係にある2人の連名により行います。

宣誓ができる期間は、パートナーシップの宣誓と同時又はパートナーシップの宣誓が有効である期間です。

(15歳以上の子または親をファミリーシップの対象としようとする場合には、該当の方からの同意書が必要です。)

宣誓の要件

- ・パートナーシップの宣誓をする場合は、下記の要件を全て満たしている必要があります。
 - ア 成年（18歳）に達していること。
 - イ 宣誓をしようとするお2人のうち少なくとも一方が、市内に住所を有していること、または、宣誓をした日から3か月を経過する日までに市内への転入を予定していること。
 - ウ 配偶者がいないこと。
 - エ 共に宣誓をしようとする相手の方以外に、事実上婚姻関係と同様の事情にある方がいないこと。
 - オ 共に宣誓をしようとする相手の方以外に、パートナーシップにある方がいないこと。
 - カ 共に宣誓をしようとする相手の方が、近親者でないこと。（養子縁組によって近親者となった場合を除きます。）
 - キ 過去に虚偽の宣誓や受領証の不正使用などで無効となったことがないこと。

- ・ファミリーシップの宣誓をする場合は、下記の要件を全て満たしている必要があります。
 - ア パートナーシップの宣誓をしていること。
(パートナーシップの宣誓と同時にファミリーシップの宣誓をする場合を含みます。)
 - イ ファミリーシップの対象とする15歳以上の子及び親から同意を得ていること。

宣誓に係る必要書類

宣誓をする場合には、宣誓届に次の書類を添えて提出していただきます。

・パートナーシップの宣誓

- ア 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に取得したものに限りませう。）
- イ 戸籍の個人事項証明書またはその他現に婚姻していないことを証明する書類（3か月以内に取得したものに限りませう。）
- ウ 宣誓をしようとする方のどちらも市内に住所を有していない場合には、少なくとも一方の方が市内へ転入予定であることが確認できる書類（転出証明書、物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写しなど）
- エ その他市長が必要と認める書類

・ファミリーシップの宣誓

- ア 戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書その他の当該親子関係を証明する書類（3か月以内に取得したものに限り、）
- イ 15歳以上の子及び親の同意書
- ウ その他市長が必要と認める書類

・宣誓をしようとする方は、次のいずれかの本人確認書類を提示していただきます。

- ア 運転免許証
- イ 個人番号カード
- ウ 旅券
- エ 在留カード
- オ その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書（本人の顔写真が貼付されたものであって、宣誓をした時点において有効であるものに限る）又はこれらに準ずるものとして市長が適当と認めたもの

通称の使用

宣誓をしようとする方が通称の使用を希望するときは、宣誓書に戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することができます。（日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しを添付していただきます。）

受領証等の交付・再交付

①受領証等の交付について

・パートナーシップの宣誓があったときは、宣誓書受領証と宣誓書受領証カードを交付します。（宣誓者それぞれに1通ずつ交付します。）

・パートナーシップの宣誓日時時点で宣誓者の双方が市内に住所を有していないときは、宣誓者転入予定受付票（有効期限は3か月です。）を交付します。

転入予定受付票の交付を受けた方は、転入をした日から14日以内に転入予定受付票に転入後の住民票の写し等を添えて、宣誓者転入完了申出書を提出していただきます。

→宣誓者転入完了申出書が提出されたときは、受領証等を交付します。

②受領証等の再交付について

・受領証等の交付を受けた方が、紛失、毀損、汚損等により受領証等の再交付を希望するときは、宣誓書受領証等再交付申請書により、受領証等の再交付を申請することができます。

（再交付後に紛失した受領証等を発見したときは、受領証等を返還していただきます。）

宣誓の解消

①パートナーシップの解消

パートナーシップを解消したいときは、パートナーシップの解消を届出させていただきます。
(解消は宣誓者の一方の意思でも可能です。)

②ファミリーシップの解消

パートナーシップの宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、ファミリーシップの解消を届出させていただきます。

- ・パートナーシップの宣誓者がパートナーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。
- ・パートナーシップの宣誓者がファミリーシップの対象者とのファミリーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。

③ファミリーシップ対象者からの申立て

ファミリーシップの対象者（15歳以上の子又は親に限ります。）は、宣誓書の記載事項から自身の氏名の削除を申立てすることができます。

宣誓の無効

次のいずれかに該当する場合、宣誓書を無効とし、受領証は返還させていただきます。

- ・虚偽その他不正な方法により受領証の交付を受けたとき。
- ・受領証を不正に使用したとき。

受領証等の記載事項変更

次に該当する場合、記載事項変更の届け出をしていただきます。

- ・戸籍上の氏名を変更したとき。
- ・住所を変更したとき。
- ・ファミリーシップの対象者が死亡したとき。

受領証等の返還

次に該当する場合、受領証等を返還させていただきます。

- ・パートナーシップを解消したとき。
- ・宣誓者の双方が花巻市に住所を有しなくなったとき（転勤や親族の疾病等やむを得ない事情により一時的に住所を異動する場合を除きます。)
- ・宣誓者の一方が死亡したとき。（引き続き受領証の保持を希望するときは、受領証に死亡した翌日以降使用できない旨を記載し、当該受領証を返還した者に交付します。)
- ・宣誓者の一方または双方が婚姻の届出を提出したとき
- ・宣誓書が無効となったとき。

※紛失により返還することができない場合は紛失届を提出させていただきます。

番号の公表

返還されるべき受領証が返還されない場合、受領証の交付番号をインターネット等により公表します。

受領証の交付証明

受領証の交付を受けた方から、受領証の交付を受けていることの証明を求められたときは、宣誓書受領証交付済証明書を交付します。

宣誓書の保存期間、台帳の整備

- ・宣誓書は 27 年保存します。ただし、返還届が提出された場合は、宣誓書を廃棄することができることとします。
- ・受領証等の交付状況を明確にするため、台帳を整備します。

相談窓口の設置

- ・性的マイノリティ、パートナーシップまたはファミリーシップであることを理由とする不当な差別によって権利が侵害された場合の相談窓口を市に設置します。
- ・市では、相談を受けた際には、関係機関と連携して適切に対応します。

参考 パートナーシップの宣誓をすることで受けられる市の行政サービス (他市の事例)

○パートナーに代わって申請・受領・照会・相談などができるもの

- ・納税相談 ・ 個人住民税の減免申請（委任状が必要）
- ・税証明の交付（委任状が必要） ・ 要介護認定の申請
- ・母子健康手帳の交付 など

○パートナーやファミリーシップ関係にある子・親を家族とみなして制度が適用されるもの

- ・市営住宅の入居 ・ 生活保護の申請、受給 ・ 救急車への同乗

※上記のサービスは他市の事例を参考で掲載したものに なります。

花巻市として提供できるサービスは現在調整中となりますので、上記のサービスが花巻市でも提供できると確定したものではありません。

(参考) パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度手続きの流れ

(宣誓希望者が行うこと)

要件の確認

- 届出の要件（条例第7条）を確認する。
※ファミリーシップの宣誓をしようとする場合は、その対象とする15歳以上である子及び親について、本人の同意が必要。

必要書類の準備

- 花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届（様式第1号）と併せて、必要書類（規則第3条）を準備する。
※ファミリーシップの宣誓をしようとする場合は、同意書（様式第2号）、戸籍個人事項証明書等、当該親子関係を証明する書類も必要。

宣誓日の予約、 必要書類の提出

- 日時等について調整するため、電話又はメールで市の担当（地域づくり課）まで宣誓希望日の10日前までに連絡をする。
- 必要書類について、宣誓希望日の10日前までに、市の担当（地域づくり課）まで郵送又は持参する。

宣誓日

- 予約した日時に2人そろって来庁し、宣誓書（様式第3号、市が当日用意する。）に署名する。（規則第3条の5参照）の本人確認書類（原本）を持参する。
- 通称名を使用する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しが必要。

双方又は一方が
花巻市在住の場合

双方とも市外在住
(転入予定)の場合

受領証、受領証カード交付

(様式第4号、第5号)

転入予定受付票
の交付(様式第6号)

(転入後)転入完了申出書
(様式第7号)

受領証、受領証カード交付

(様式第4号、第5号)